

❖ 仕事中にケガをして病院にかかったが、労災の指定病院でなかったときの手続きは？



私共は食品卸売業です。先日社員が、重量20kg程度の冷凍食品を持ち上げようとした際に腰を痛めました。近くに労災指定病院がないためにやむを得ず、健康保険の指定病院に行ったところ、軽いギックリ腰と判断されました。労災は扱っていないため、全額費用を支払うようにいわれて自分で支払ったとのことですが、この代金は労災保険で支払われるのでしょうか？



急を要し、近くに指定病院がないときは問いのような扱いになります。労災保険は原則として指定病院でなければ使用できませんので、いったん自分で費用を全額支払い、その後「療養の費用の請求書」を提出して、費用の全額を返して貰うことができます。

解説

1 療養費払い

労災保険は現物給付が原則です。したがって、労災保険の指定病院で直接治療等をうけることが原則となります。しかし、設問のように、指定病院以外で治療を受けたとか、柔道整復師から手当を受けた、ハリ師、灸師、あんま・マッサージから手当を受けた、訪問看護事業者から看護を受けたときは、いったん費用を自分で支払い、後日現金で支給される制度も用意されています。これを現金給付といいます。一定の条件を満たすことが必要です。

2 請求用紙

費用の内容によって、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号）の種類が異なります。下記の5種類ありますので請求の際にはご注意下

さい。なお、通勤災害の場合は、下記様式が第16号の5となります。

- ① 様式第7号(1)……指定病院以外で療養を受けた場合に提出します。
- ② 様式第7号(2)……薬局から薬剤の支給を受けた場合に提出します。
- ③ 様式第7号(3)……柔道整復師から手当を受けた場合に提出します。
- ④ 様式第7号(4)……はり師及びきゅう師、あん摩マッサージ指圧師から手当を受けた場合に提出します。
- ⑤ 様式第7号(5)……訪問看護事業者から看護を受けた場合に提出します。

3 療養の費用請求の手続き

2の種類ごとに所定の事項を記入し、事業主と医師の証明をもらい、事業所を管轄する労働基準監督署に提出します。

注：委任払い 柔道整復師から手当を受けた場合には、委任払いといって、患者は前記様式(③)に必要な事項を記入して事業主の証明を受け、柔道整復師に提出することにより、現金でいったん支払をする必要が生じません。これを柔道整復師に請求を委任するため、委任払いといいます。つまり、療養費払いの例外的扱いですが、これは患者の事務負担を軽減するためです。

参考法令等 ☞ 労災保険法第12条の8、第13条第3項、第22条、同規則第12条の2、第18条の6
労働基準法第75条



ワンポイント

通院交通費のあつかい

通院に要する費用についても、一定の条件を満たし労働基準監督署長が認めたときは、費用の請求ができます。この場合は、通院に要した日、交通機関、金額等について詳しく記入したメモを添付して請求することになります。また、その他の費用についても、自分で判断せず、事前に労働基準監督署に相談したほうがよいでしょう。

第10章 従業員が退職するときの 手続き

❖健康保険・厚生年金保険の資格喪失手続き



当社は社会保険に加入して約1年ですが、初めて退職者ができました。

退職後の資格を喪失するための手続きはどのようにすればいいのでしょうか。

また、いつまでに手続きをすればいいのでしょうか。

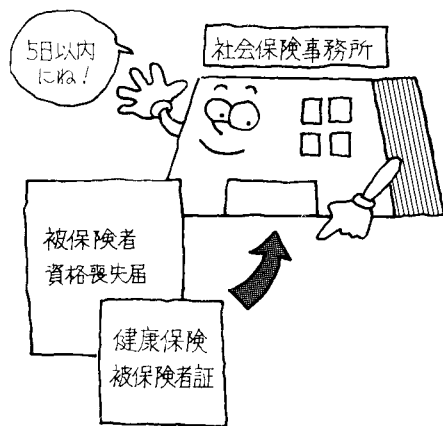


退職したり、死亡したとき、
または厚生年金保険の被保険者が70歳になったときには、被保険者の資格を喪失します。退職

者の場合には、「被保険者資格喪失届」に健康保険被保険者証を添付して5日以内に事業所を管轄する社会保険事務所に提出しなければなりません。

平成16年4月1日以降は、健康保険被保険者証がすべてカード化され被保険者および被扶養者に1人1枚交付されますので、該当枚数をすべて回収添付することが必要です。

なお、これまで資格喪失時の「被保険者資格喪失届」には厚生年金保険の年金手帳の記号番号を記入していましたが、平成9年1月以降の届出の際には基



礎年金番号を記入することが必要です。

また、厚生年金保険の被保険者は、従来厚生年金保険の適用事業所に使用される65歳未満の人とされていましたが、平成14年4月1日以降は法改正により厚生年金保険被保険者の年齢の上限が70歳未満まで引き上げられ、適用事業所に使用される65歳以上70歳未満の人も被保険者となります。

解説

1 被保険者資格の喪失

被保険者の資格は、次のような場合に喪失します。

- ① 退職したとき（適用事業所に使用されなくなった場合）
- ② 死亡したとき
- ③ 臨時雇用に切り替わるなど、健康保険被保険者の適用除外となったとき
- ④ 事業所が廃止になったとき
- ⑤ 任意包括適用事業所が任意包括脱退を認可されたとき
- ⑥ 厚生年金保険の被保険者が70歳に達したとき（厚生年金保険のみ資格喪失）

2 資格喪失日

被保険者資格の喪失日は、退職等の日ではなく、その翌日です。

（厚生年金保険70歳到達者の資格喪失日は70歳の誕生日の前日）

3月31日に退職した場合は、4月1日が資格喪失日となります。また、厚生年金保険70歳到達者の誕生日が5月10日の場合は、その前日、5月9日が資格喪失日となります。届出用紙の資格喪失年月日欄に、退職日の翌日ではなく、誤って退職日を記入する例が多いようです。間違いやすいので特に注意が必要です。

3 被保険者資格喪失手続き

被保険者の資格喪失手続きを行うには、「被保険者資格喪失届」に所定事項を記入し、5日以内に事業所を管轄する社会保険事務所に提出します。

なお、健康保険被保険者証がすべてカード化され被保険者及び被扶養者に


1人1枚交付されますので、該当枚数をすべて回収添付することが必要となります。

健康保険被保険者証を滅失した場合には、その該当者の健康保険被保険者証滅失届を添付して提出します。

4 添付する書類

被保険者資格喪失届に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 健康保険被保険者証
- ② 被保険者証を失くした場合には、「健康保険被保険者証滅失届」を添付します。この滅失届に、失くしたときの状況などを記入して、資格喪失届と一緒に提出します。
- ③ 被保険者証を回収できない場合には、「健康保険被保険者証回収不能届」を添付します。この回収不能届に、回収できない状況などを記入して、資格喪失届と一緒に提出します。

参考法令等  健康保険法第36条，同規則第29条

厚生年金保険法第14条，第27条，同規則第22条

平成8年10月11日 厚生省令第58号

平成8年10月31日 厚生省令第60号

他



ワンポイント

休職者の被保険者資格

病気などの理由で休職し、給料の支払いがない場合でも、その状態が一時的なもので、将来、職場復帰する見込みのある人については、原則として被保険者資格は存続します。しかし、会社で休職の扱いをしていても、将来職場復帰する見込みがない人については、事実上の雇用関係がないものとして被保険者資格は喪失することになります。